

第2期
白馬村
子ども・子育て支援事業計画
(素案骨子)

令和元年 月
白馬村

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の全体像
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方
 - (2) 子ども・子育て支援制度の概要
 - ①子ども・子育て支援制度の目的
 - ②子ども・子育て支援制度の内容
3. 計画の位置づけと期間
 - (1) 計画の位置づけ
 - (2) 計画の期間
4. 計画の策定方法
 - (1) 計画の策定組織
 - (2) 実態把握
 - (3) 意見の聴取

第2章 白馬村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1. 人口・少子化の動向
 - (1) 人口の推移
 - ①総人口の推移
 - ②年齢3区分別人口の推移
 - ③将来の人口推計
 - ④年齢3区分別人口の将来推計
 - (2) 出生の動向
 - ①出生数の動向
 - ②合計特殊出生率の推移
 - ③母の年齢階層別出生率
 - (3) 虐待の動向
 - ①虐待件数
 - ②虐待種別
2. 白馬村の教育・保育事業等の状況
 - (1) 保育園・幼稚園の状況
 - (2) 小学校の状況
 - (3) 子育て支援ルームの状況
 - (4) 子育て相談支援センターの状況
 - (5) 放課後児童クラブの状況
 - (6) 母子保健事業の状況

3. ニーズ調査の結果概要

(1) 調査の概要

- ①調査目的
- ②調査項目
- ③調査対象者
- ④回収結果

(2) 家族の状況

- ①アンケートの回答者
- ②回答者の配偶者の有無
- ③アンケート対象の子どもの年齢

(3) 子育ての状況

- ①主に子育てを行っている人
- ②子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無

(4) 保護者の就労状況

- ①保護者の就労形態
- ②母親のフルタイムへの転換意向
- ③母親の就労意向

(5) 定期的な教育・保育事業の利用状況と希望

- ①平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
- ②平日の定期的な教育・保育事業の利用希望
- ③土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

(6) 地域子育て支援拠点事業について

- ①地域子育て支援拠点事業の利用状況
- ②地域子育て支援拠点事業の利用希望

(7) 病児・病後児保育について

- ①子どもの病気等で幼稚園・保育園等を休んだ経験の有無とその対応（ここ1年）
- ②病児・病後児のための保育施設等の利用意向
- ③病児・病後児保育事業として望ましい形態

(8) 一時預かりについて

- ①不定期に子どもを預かる事業の利用状況（ここ1年）
- ②子どもを一時的に預ける事業の利用意向とその目的
- ③子どもを一時的に預ける事業として望ましい形態

(9) 放課後児童クラブについて

- ①小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所について
- ②放課後児童クラブの利用希望
- ③放課後児童クラブの土曜日と日曜・祝日の利用希望

(10) 子育てと仕事の両立について

- ①育児休業取得状況
- ②育児休業を取得しなかった理由

- (11) 白馬村の子育ての環境・支援に対する評価と要望
 - ①白馬村の子育ての環境や支援への満足度
 - ②白馬村の子育ての環境や支援への要望
- 4. 子どもと子育て家庭を取り巻く課題
 - (1) 国全体の課題
 - (2) 白馬村の課題

第3章 計画の基本理念と施策

- 1. 基本理念
- 2. 基本的方針
- 3. 基本的施策
 - (1) 子どもへの支援
 - (2) 子育てをする親（保護者）への支援
 - (3) 地域全体による支援
 - (4) 「ワーク・ライフ・バランス」の実現への支援
 - (5) 白馬村の風土や社会資源を活かした支援

第4章 子ども・子育て支援事業計画

- 1. 教育・保育提供区域の設定
- 2. 各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期
- 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期
 - (1) 利用者支援事業
 - (2) 地域子育て支援拠点事業
 - (3) 妊婦健康診査
 - (4) 乳児家庭全戸訪問事業
 - (5) 養育支援訪問事業
 - (6) 一時預かり事業
 - (7) 延長保育事業
 - (8) 病児・病後児保育事業
 - (9) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- 4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
 - (1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について
 - (2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方
 - (3) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策
 - (4) 幼稚園教諭と保育士への合同研修に対する支援
 - (5) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策
 - (6) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携の推進方策
 - (7) 特定教育・保育事業者と小学校等との連携の推進方策

5. 次世代育成支援に関する施策

(1) 健やかに生まれ育つことができる環境づくり

- ①安全な妊娠、出産への支援
- ②子どもとその家族への健康支援
- ③乳幼児の不慮の事故防止への取組み
- ④育児不安の軽減と虐待発生予防への支援
- ⑤障がい児施策の充実
- ⑥医療体制の充実

(2) 子育てを地域で支えあう村づくり

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②保育サービスの充実
- ③子育て支援ネットワークづくり
- ④子どもの健全育成
- ⑤ひとり親家庭の自立支援の推進

(3) 生きる力を身につけられるひとづくり

- ①次世代の親の育成
- ②食育支援
- ③魅力ある学校教育の推進
- ④家庭や地域の教育力の向上

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ①良好な居住環境の確保
- ②安心して外出できる環境の整備
- ③安全・安心のまちづくりの推進

(5) 男女共同参画の推進

- ①男女共同参画の意識啓発
- ②仕事と子育ての両立支援

第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等の連携

- (1) 住民や関係団体等との連携
- (2) 地域の人材の確保と連携
- (3) 住民・企業等の参加・参画の推進

2. 計画の達成状況の点検・評価

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

日本の合計特殊出生率は昭和41年以降減り続け、1990（平成2）年の合計特殊出生率（1人の女性が一生のうちに出産する子どもの数の近似値）は1.57まで低下しました。その後も下がり続け、2005（平成17）年に最低の1.26を記録してからは緩やかに回復していましたが、ここ3年は1.4で推移しています。原因として、晩産化や結婚をしない人の増加。第2次ベビーブームの1971～74年に生まれた「団塊ジュニア」世代が40歳代半ばになり、出産が減っている影響等が考えられます。人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08は今後も下回る状況が続くと予想されています。

国は、少子化傾向に歯止めをかけるため、1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機に、1994（平成6）年 エンゼルプラン、1999（平成11）年 新エンゼルプラン、2002（平成14）年 少子化対策プラスワンと少子化傾向への対策を打ち出してきました。そして、2003（平成15）年には次世代育成支援対策推進法が公布されました。この法律では、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主及び特定事業主に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

その後も、国は様々な取り組みや新たな大綱の策定等を行いました。なかなか少子化傾向を止めるまでに至りませんでした。そこで、2012（平成24）年8月に子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決することを目指して、子ども・子育て支援法が公布されました。

子ども・子育て支援法は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、社会的な支援の必要性の高い子どもやその家庭を含め、全ての子どもやその家庭を対象に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障していくとともに、親など保護者自身に対しても、その子育て経験を通じて親として成長していく「親育ち」の家庭も支援していくものです。子ども・子育て支援法では、法の趣旨を実現するため、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。

本村においては、2015（平成27）年度から5年を第1期とする白馬村子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。この計画には、これまで取組を進めてきた白馬村次世代育成支援行動計画を引き継ぎ、一体化した計画として策定しました。

この度、第2期計画は、第1期の計画を継承し、白馬村の子どもたちと、その家族が地域ですくすく育ち、生まれ育った白馬村で子育てをしたくなるような、安心して子育てができる「子育てがしやすい・したくなる村」を実現すべく策定した計画となっています。

2. 計画の全体像

(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

白馬村が子育て支援の取り組みとして策定してきた「次世代育成支援行動計画」は、子ども・子育てに関する総合的な施策を取りまとめたものでした。一方、新制度で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、区域ごとの「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備にとどまらず、生まれて良かった、育てて良かったと思えるような地域づくりを目指し、白馬村における総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな観点からの取り組みを進めていくことが重要です。

(2) 子ども・子育て支援制度の概要

①子ども・子育て支援制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法に基づく制度で、

- 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」
- 「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」
- 「地域の子ども・子育て支援の充実」

を目的としています。

②子ども・子育て支援制度の内容

具体的な内容については以下のとおりです。

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園※」制度の改善、普及促進

(「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化)

※認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定

・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園，幼稚園，保育所の給付制度の統一、地域型保育事業※の給付制度の創設）

※地域型保育事業（市町村による認可事業）

3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

■地域の子ども・子育て支援の充実

・子育てに対する多様な支援の充実（地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童クラブなど「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

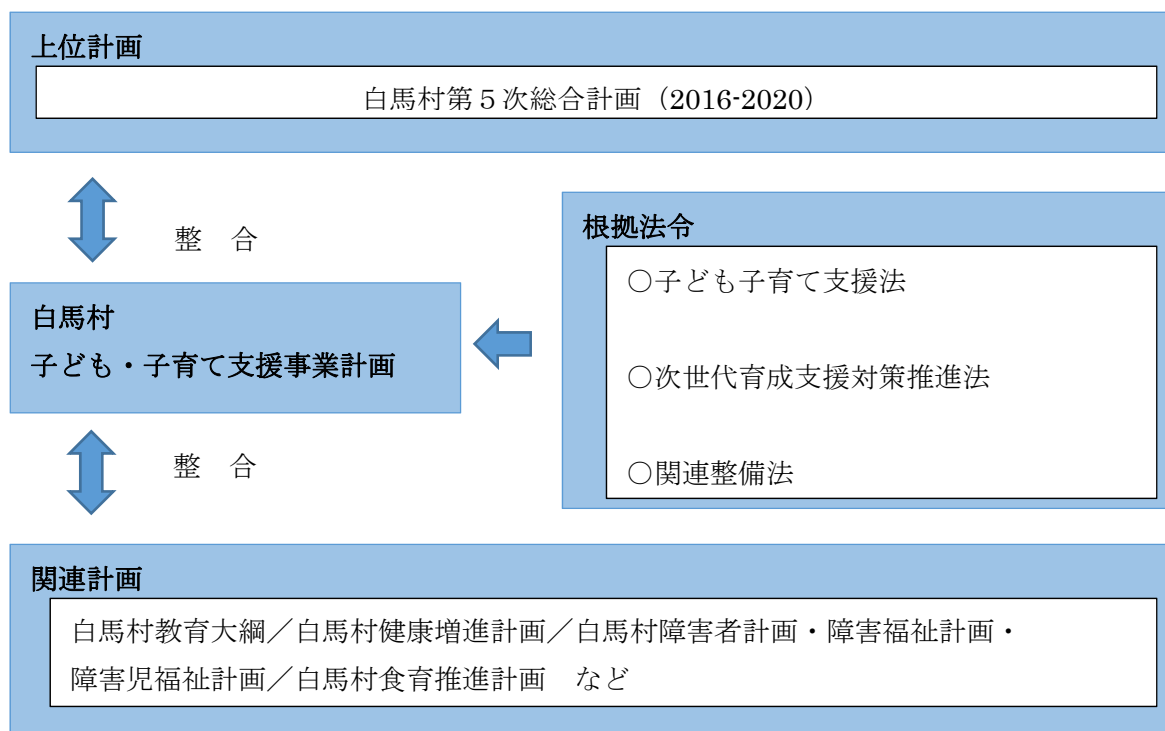
3. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、白馬村第5次総合計画を上位計画とし、関係する法令に基づく計画として策定するものです。

1) 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

2) 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」



(2) 計画の期間

この計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

4. 計画の策定方法

(1) 計画の策定組織

本計画は、児童福祉の関係者、保護者の代表者、行政機関などから構成される「白馬村子ども・子育て会議」での審議を踏まえ策定いたしました。

(2) 実態把握

本計画の策定にあたり、「白馬村子ども・子育て支援事業計画アンケート」を実施いたしました。

(3) 意見の聴取

パブリックコメントを実施しました。（※令和元年12月頃を予定しています。）

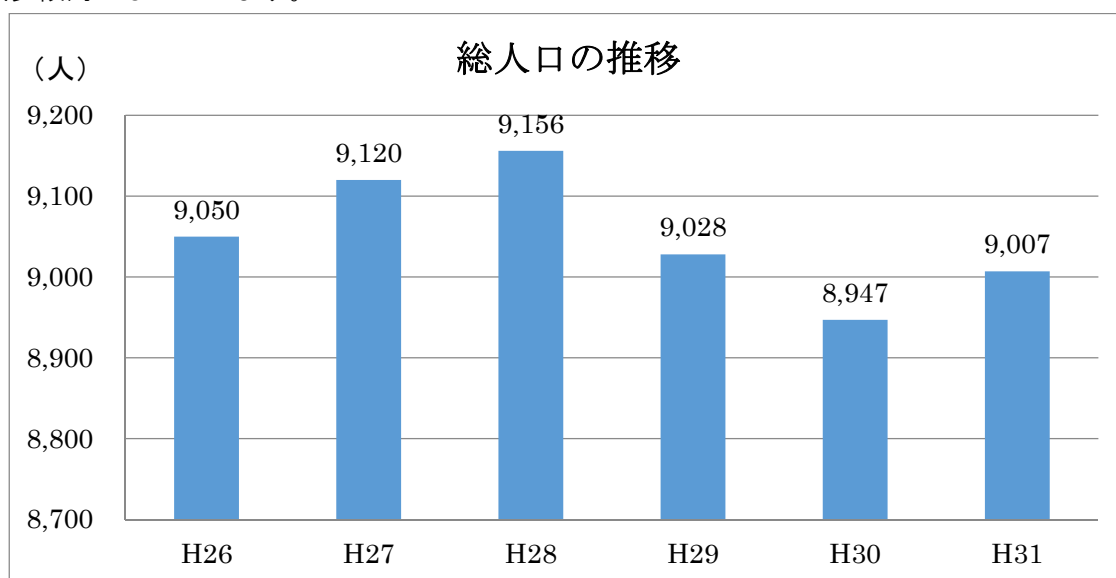
第2章 白馬村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1. 人口・少子化の動向

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

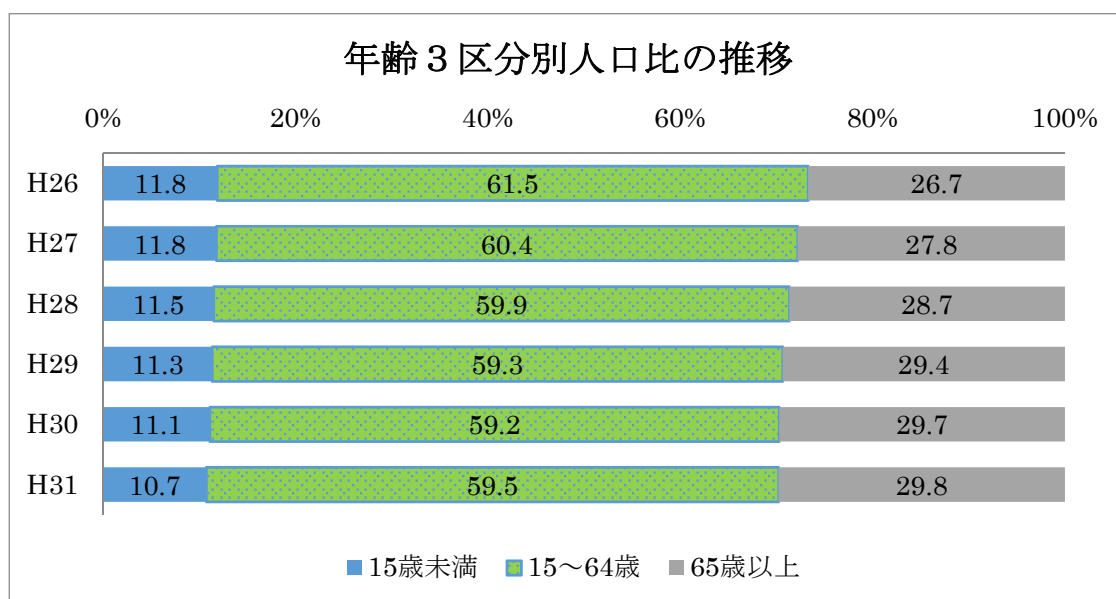
平成26年から、人口数に外国人を含むこととなったため増加しましたが、村の総人口は減少傾向となっています。



資料：白馬村統計（各年4月1日現在）

② 年齢3区分別人口の推移

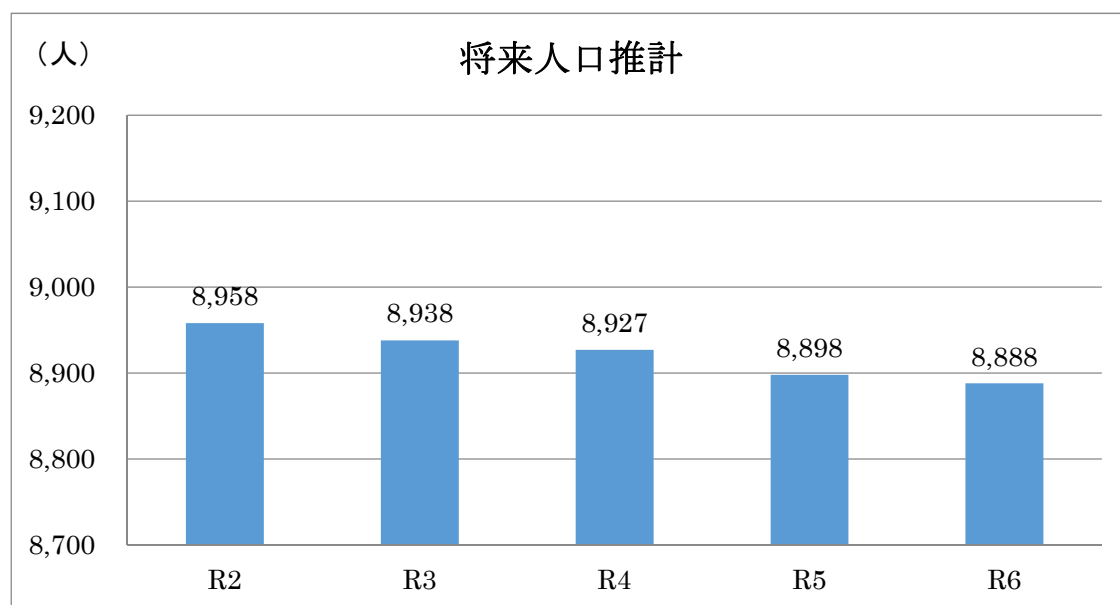
15歳未満の年少人口比率は年々減少傾向にあり、平成31年は10.7%となっています。これに対し、65歳以上の高齢者人口比率は上昇しており、平成31年は29.8%となっています。



資料：白馬村統計（各年4月1日現在）

③ 将来の人口推計

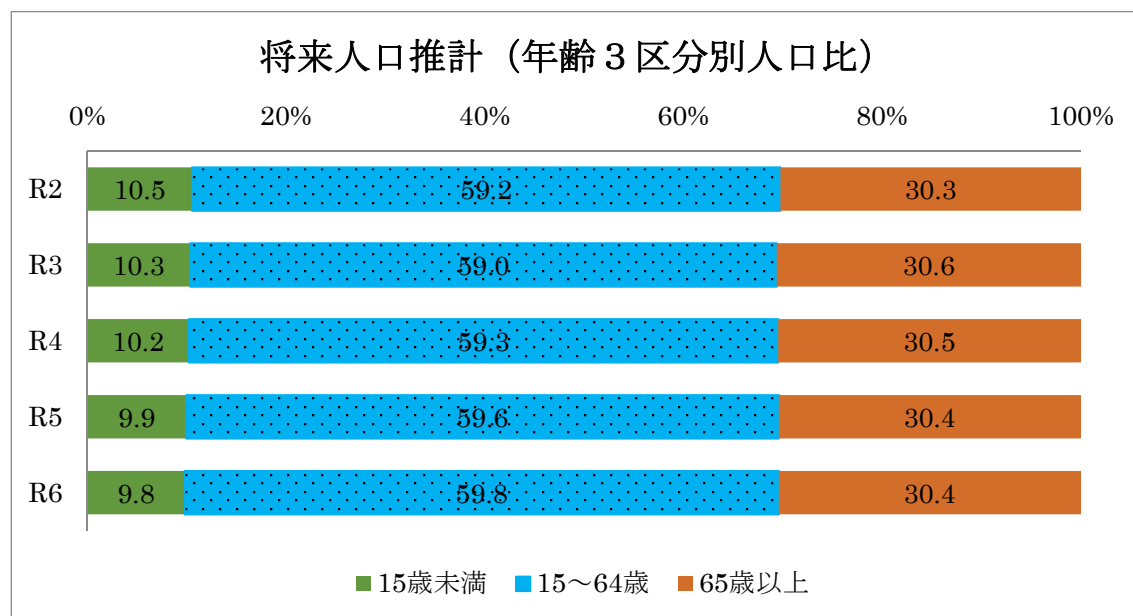
将来の人口は減少傾向にあり、9千人を超えることは難しい状況です。



数値は平成31年4月1日現在の人口に基づいたコーホート変化率法*による人口推計

④ 年齢3区分別人口の将来推計

少子高齢化はますます顕著になる傾向が続き、高齢化率は令和6年には30.4%になると予測されます。



数値は平成26年4月1日現在の人口に基づいたコーホート変化率法*による人口推計

※コーホート変化率法

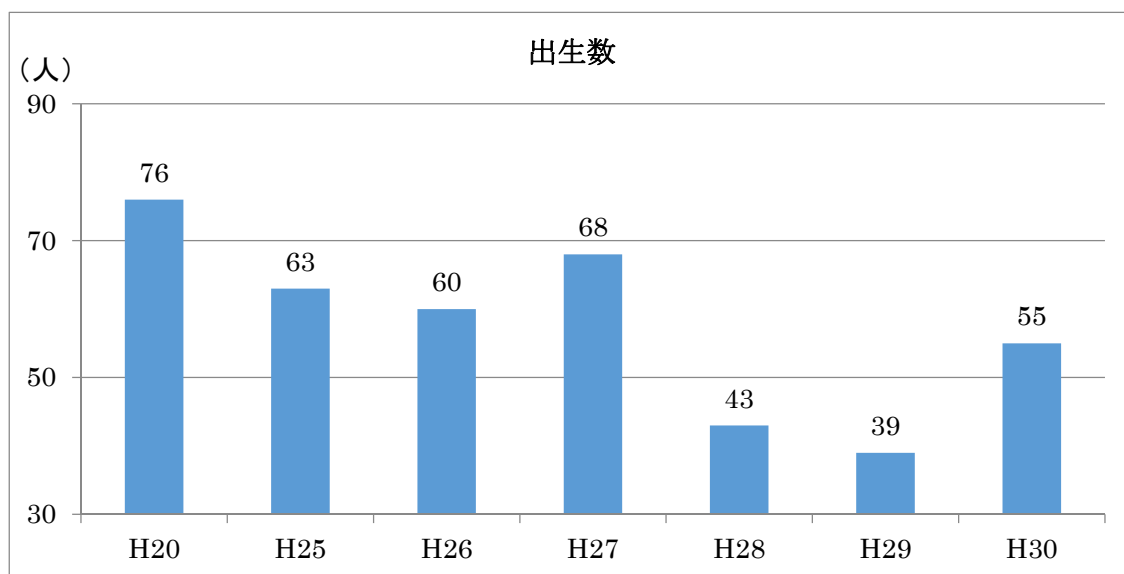
各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

推計するものが比較的近い将来の人口で、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に比較的簡便に推計することができるため、この方法を用いることとした。

(2) 出生の動向

① 出生数の動向

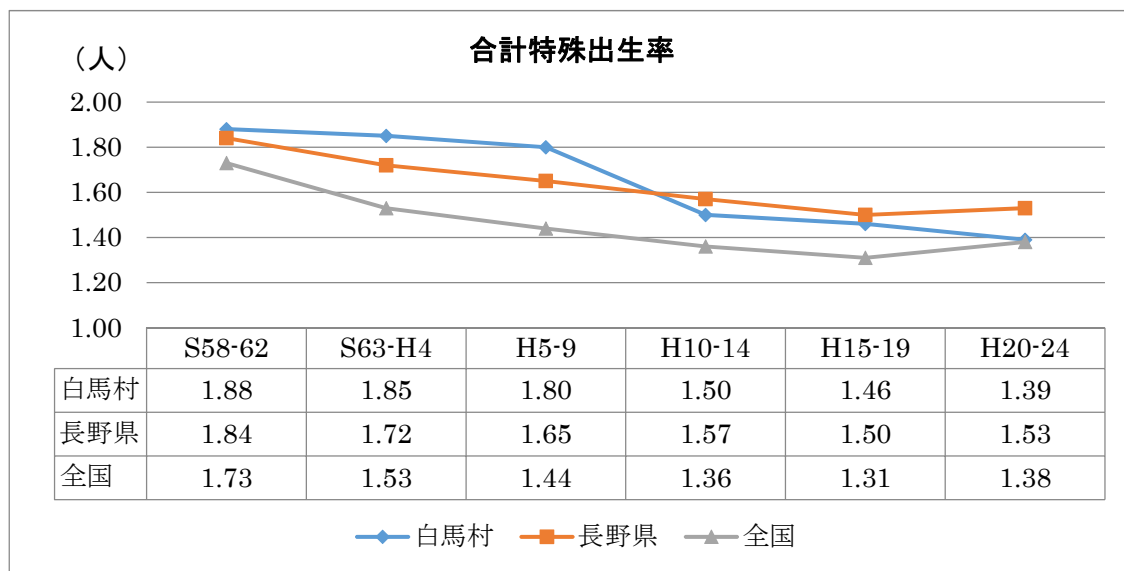
出生数は年々減少傾向にあり、平成元年以降の統計によると、平成9年がピークで109人だった出生数が、平成30年では55人となっています。



資料：白馬村人口動態

② 合計特殊出生率※の推移

白馬村の合計特殊出生率は年々低下傾向にあり、平成20年～24年集計値では県内で3番目に低い値となっています。



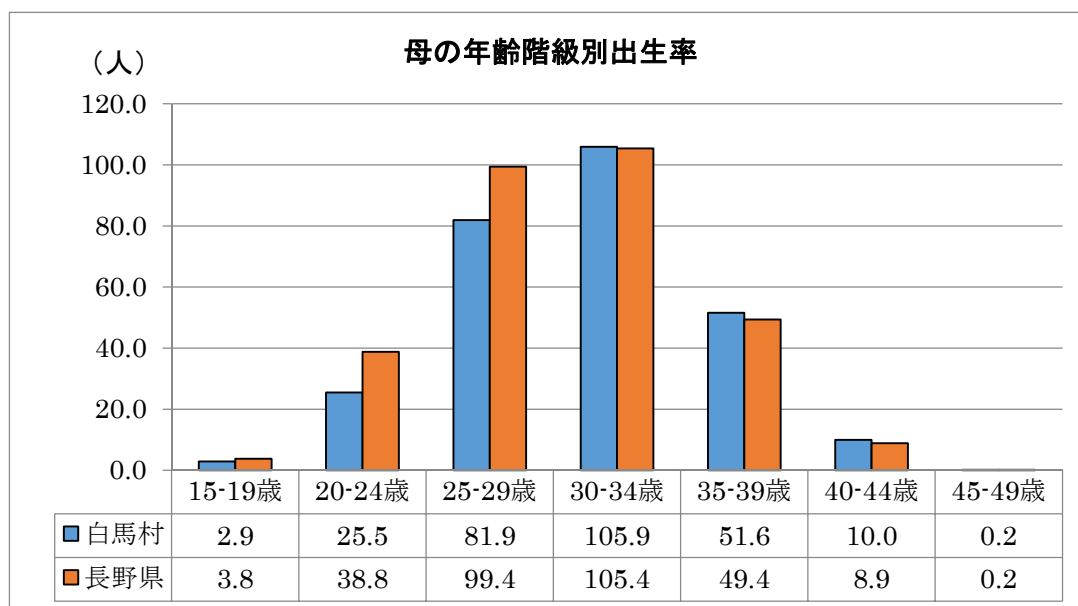
資料：厚生労働省人口動態統計

※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。人口動態の出生の動向をみるときの重要な指標となっている。

③ 母の年齢階級別出生率

白馬村は県に比べ30歳未満の出生率は低く、また30歳以上は高くなっており、晩産化の傾向となっています。



資料：厚生労働省人口動態統計（平成20年～平成24年集計値、女性人口千対）

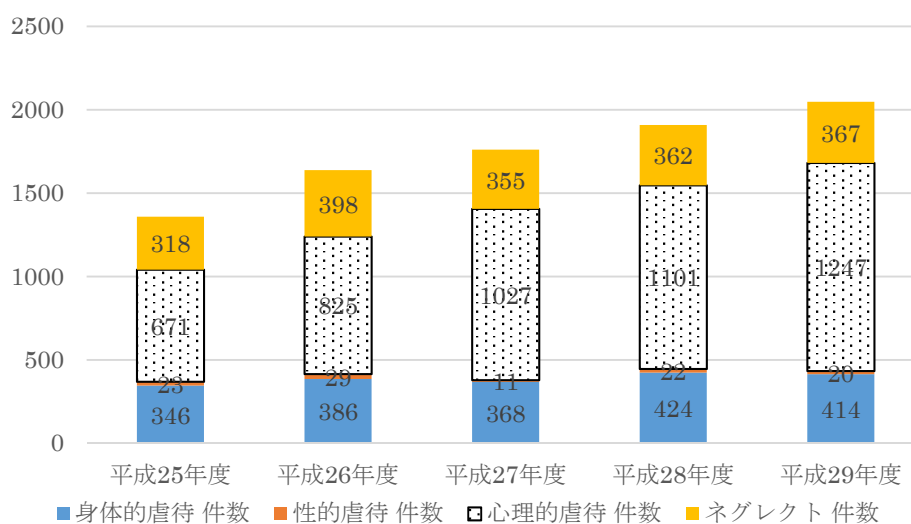
（3）虐待の動向

長野県並びに、全国の児童虐待件数は増加傾向にあります。特に心理的虐待に対する件数が大幅に増加しています。

①虐待件数

児童虐待相談 対応件数	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
長野県	1,358	1,638	1,761	1,909	2,048
全国	73,802	88,931	103,286	122,575	－

②虐待種別

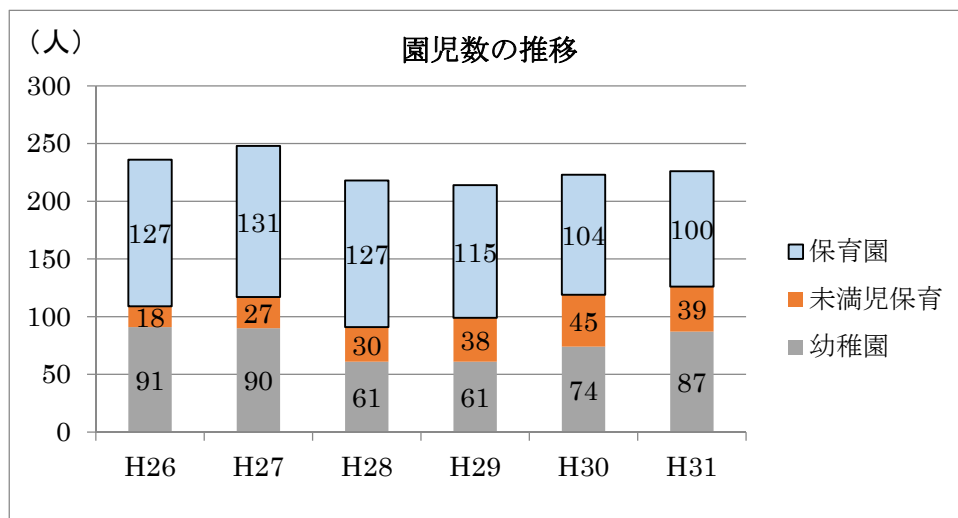


資料：長野県県民文化部プレスリリース（平成30年7月）

2. 白馬村の教育・保育事業等の状況

(1) 保育園・幼稚園の状況

園児数は概ね横ばいとなっています。



資料：白馬村統計（保育園各年4月1日現在、幼稚園各年5月1日現在）

○保育園

施設名	定員（名）	住所	保育時間
しろうま保育園	180	北城6509番地	7:30～18:30
主な事業内容			
通常保育（8:15～16:15） ・未満児保育（満10ヶ月から3歳児未満の子どもの保育） ・障がい児保育（心身に障がいをもった子どもの保育） 特別保育 ・延長保育（朝7:30～8:00、夕16:30～18:30） ・一時保育（満10ヶ月から就学前の未就園児の保育） ・土曜保育（土曜8:15～16:15）			

■土曜保育事業

（単位：人）

	平成 25 年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数	450	480	833	863	686	1012

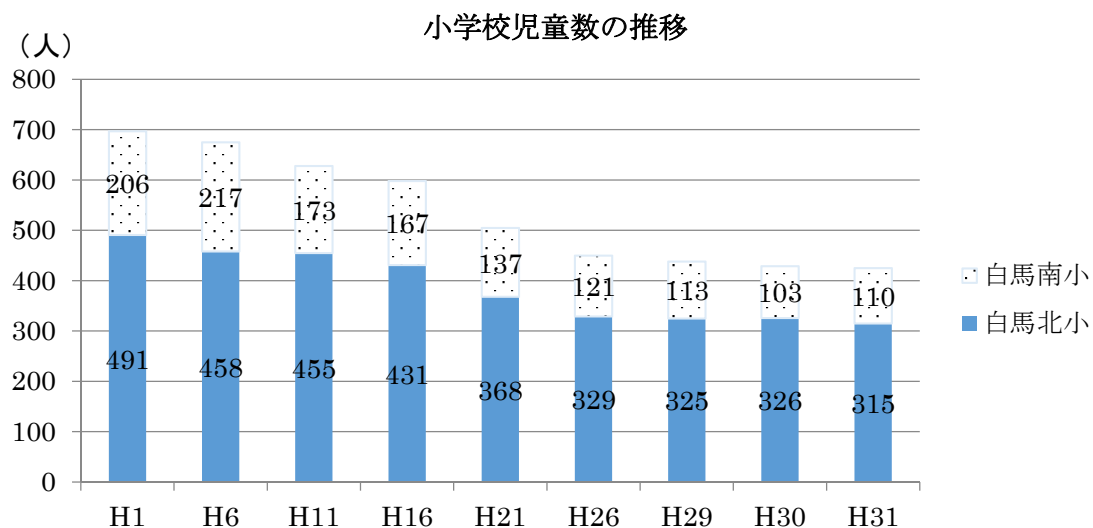
○幼稚園

施設名	定員（名）	住所	保育時間
白馬幼稚園	90	北城895番地4	7:30～18:30
主な事業内容			
通常保育（8:30～15:30） ・延長保育（朝7:30～8:00、夕17:00～18:30） ・休日保育（土曜7:30～18:30） ・長期休業日預かり保育（月曜～金曜7:30～18:30）			

※平成15年4月開園

(2) 小学校の状況

児童数は南小、北小とも減少傾向にあり、平成31年度は平成11年度に比べ32.3%の減となっています。



資料：白馬村統計（各年5月1日現在）

施設名	住所
白馬北小学校	北城7078番地
白馬南小学校	神城7035番地

(3) 子育て支援ルームの状況

村内にお住いの乳幼児をお持ちの保護者に向けて、白馬村の子育て支援の拠点として様々な活動を行っています。

施設名	住所
白馬村子育て支援ルーム	北城6938番地
主な事業内容	
・ なかよし広場 ・ 育児相談・身体測定（月曜日の午前中） ・ 一時保育（満10ヶ月から就学前の未就園児の保育） ・ 休日保育（日曜及び祝日8:30～17:00） ・ 自由利用 ・ 育児講座 ・ 食育活動 ・ 育児電話相談	

■事業別延べ利用者数

（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
なかよし広場	1,849	1,763	1,587	1,664	1,650	1,587
自由利用	1,106	1,119	1,176	940	654	573
一時保育	1,006	903	766	1,529	1,466	1,388
休日保育	182	213	227	259	234	343

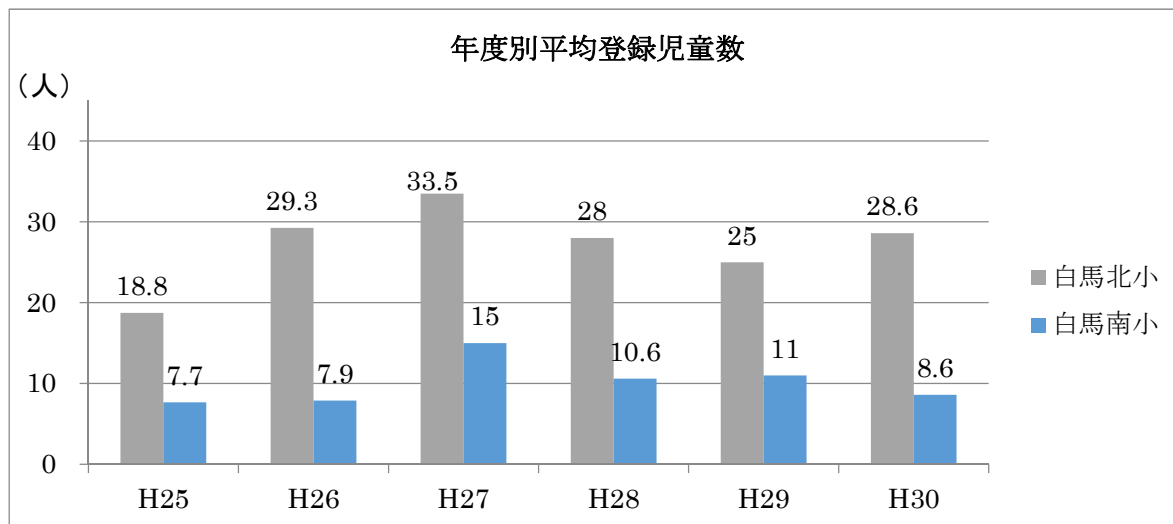
(4) 子育て相談支援センターの状況

平成26年4月に新しく開設。平成29年4月より子育て世代包括支援センターとして現在のふれあいセンターにおいて事業実施。妊娠期から18歳まで一貫したサービスを提供できる体制が整いました。

施設名	開設日	住所
白馬村子育て相談支援センター	平成26年4月	北城7025番地（ふれあいセンター3階）
主な事業内容		
・あそびの教室 ・ミニサーキットひろば（月1～2回の火曜日） ・個別療育 ・保護者相談 ・個別相談 ・各種検査 ・あおぞら教室（月2回の月曜日）		

(5) 放課後児童クラブの状況

登録児童は年によって増減がありますが、白馬北小は30名前後であります、白馬南小は減少傾向にあります。平成31年度からは、開設時間を延長し預けやすい環境を行いました。



資料：白馬村統計

施設名	住所
白馬北小放課後児童クラブ	北城7025番地（白馬村保健福祉ふれあいセンター3階）
白馬南小放課後児童クラブ	神城7035番地（白馬南小学校体育館内）
主な事業内容	
開設時間 平日：小学校の下校時間から午後6時まで 小学校の長期休業日：午前8時から午後6時まで 土曜日：午前8時から午後6時まで	

■年度別開所日数

（単位：日）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開所日数	253	253	294	293	289	292

（６）母子保健事業の状況

子どもを安心して産み育てられるように健診や相談などを行っています。

平成31年度より、子育て世代包括支援センターにおいて事業実施しており、窓口の一元化が実現しました。

施設名	住所
白馬村保健福祉ふれあいセンター	北城7025番地
主な事業内容	
・ 乳幼児健診、育児相談、乳幼児訪問、健康教育事業 ・ 予防接種事業 ・ 妊娠、出産支援事業	

３．ニーズ調査の結果概要

（１）調査の概要

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づく制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「第２期白馬村子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、この計画の策定に先立ち、確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料として、就学前児童の保護者の意向を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

②調査項目

住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」について。

③調査対象者

平成30年10月1日現在、村内に在住する就学前児童（0歳から5歳。ただし、同じ世帯に2人以上の対象児童がいる場合は一番年上の児童としています。）の保護者。

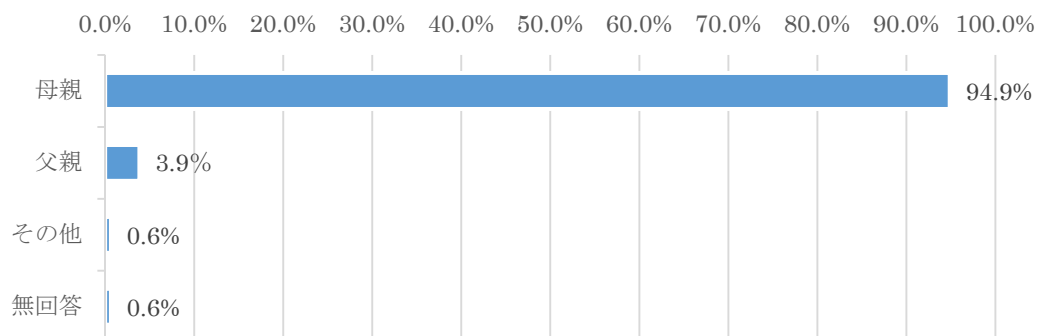
④回収結果

調査対象	発送数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	283	156	55.1%

（２）家族の状況

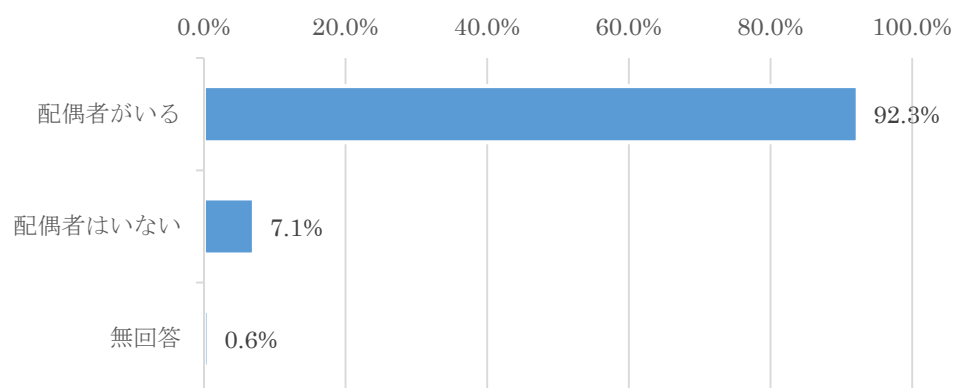
①アンケートの回答者

概ね母親が9割強、父親が1割弱となっています。



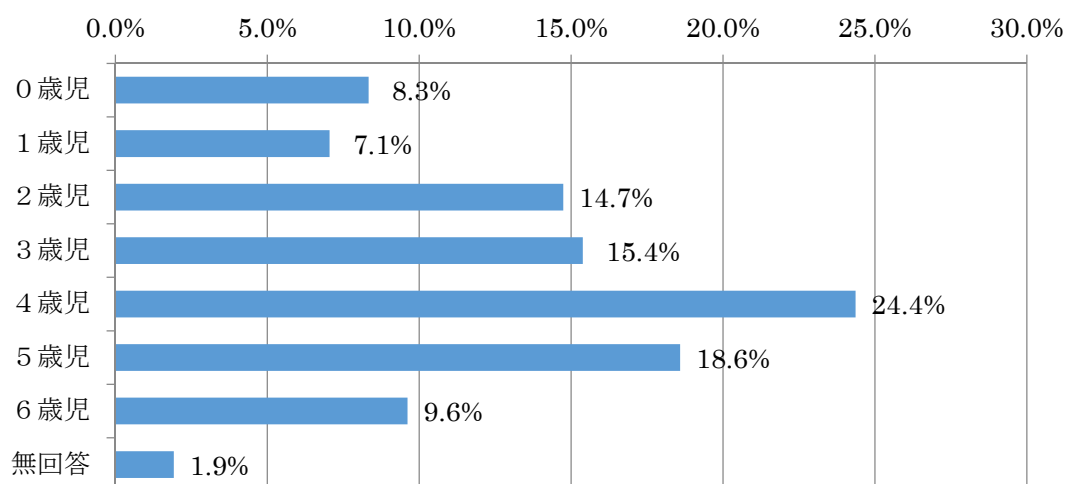
②回答者の配偶者の有無

ひとり親家庭の割合は、7.1%となっております。



③アンケート対象の子どもの年齢

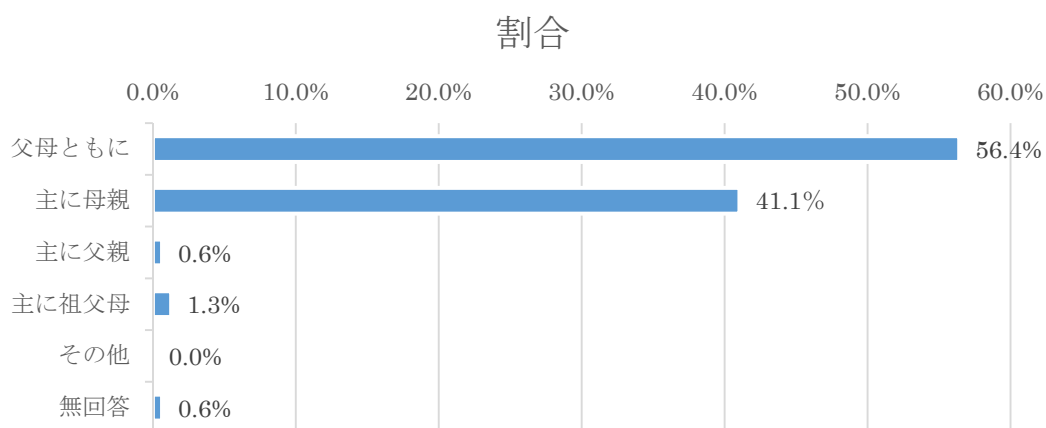
きょうだいがいる場合は一番年上を対象児童としているため、3歳未満児の割合が少なくなっています。



(3) 子育ての状況

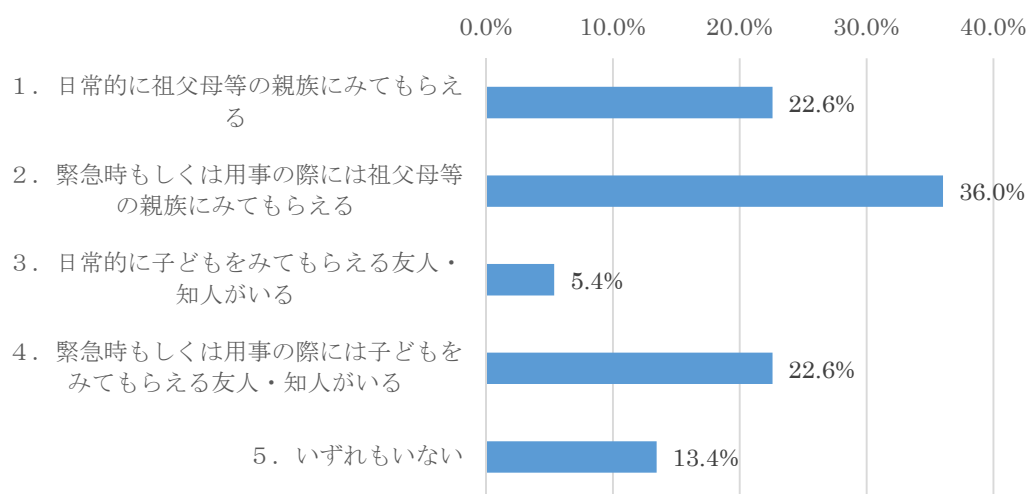
① 主に子育てを行っている人

「父母ともに」が5割強で最も多く、次いで「主に母親」が4割強となっております。



② 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無

「子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいる」と回答した人が 86.6%、「いずれもない」と回答した人が 13.4%となっています。

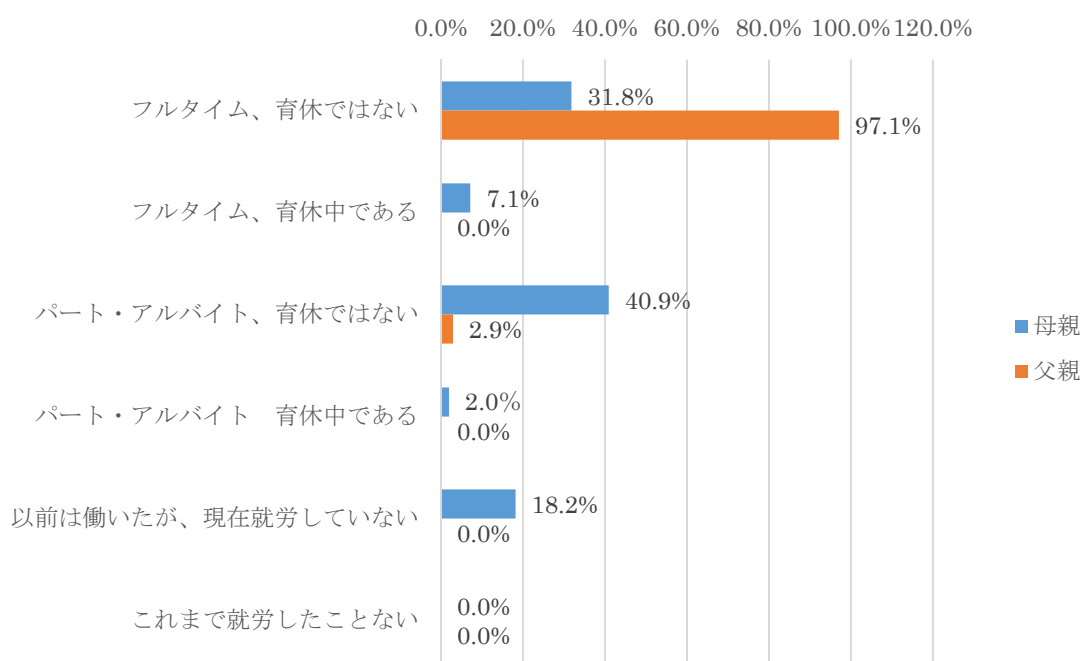


※回答者 152 名による重複回答

(4) 保護者の就労状況

① 保護者の就労形態

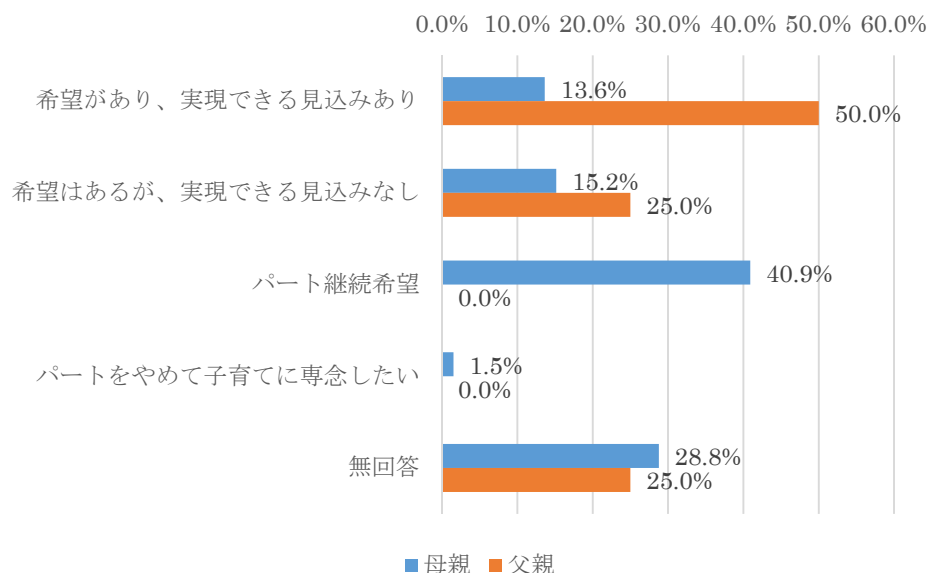
母親の就労状況は、現在就労中が 7 割となっております。一方、父親の就労状況は「フルタイムで就労」が 9 割を超えています。



② 母親のフルタイムへの転換意向

パート・アルバイトで働いている母親のうち、5割強が「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」しており、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は2割となっています。

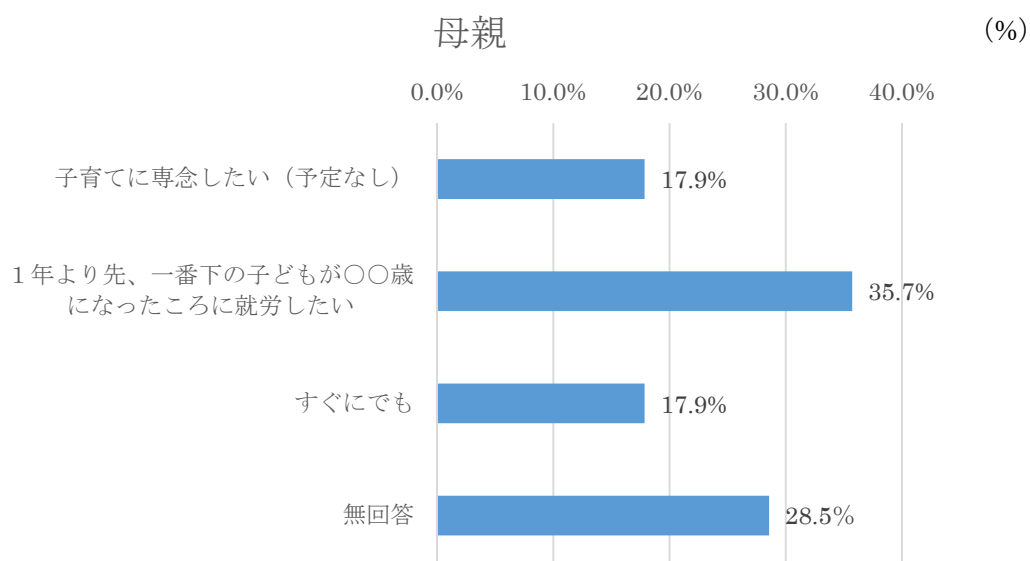
【母親がパート・アルバイト就労者のみの回答】



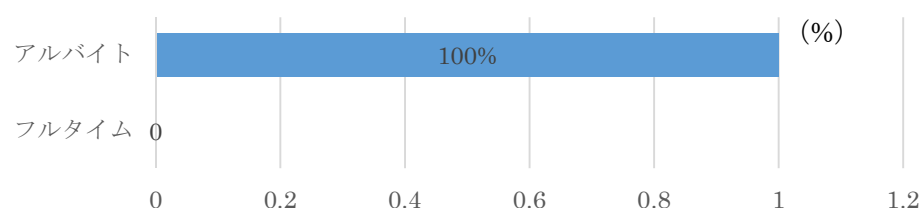
③ 母親の就労意向

現在就労していない母親の今後の就労希望は、7割強が「ある」と回答しています。また、希望する就労形態は、「パートタイム・アルバイト」が「フルタイム」の2倍となっています。

【母親が就労していない人のみの回答】



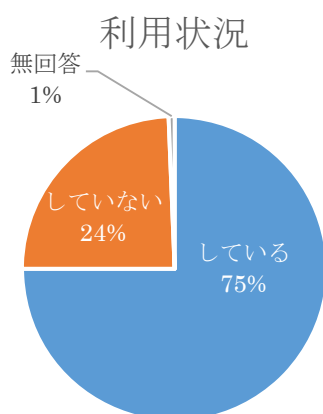
母親が就労したいと回答した人の希望する就労形態



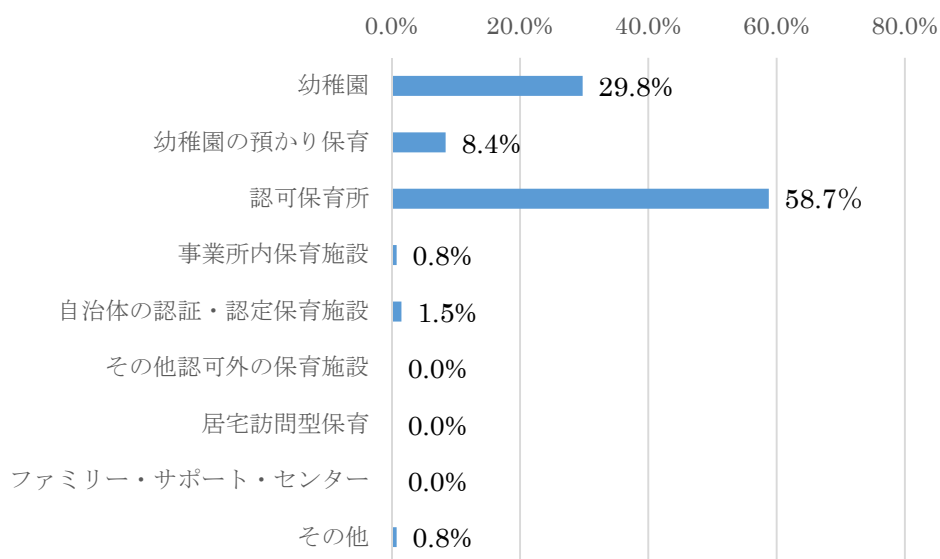
(5) 定期的な教育・保育事業の利用状況と希望

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

利用状況は約7割の人が何らかの教育・保育事業を利用しています。利用している事業の内容は「幼稚園」「認可保育所」がほとんどを占めております。また、利用している理由は「子どもの教育や発達のため」が7割を超えています。

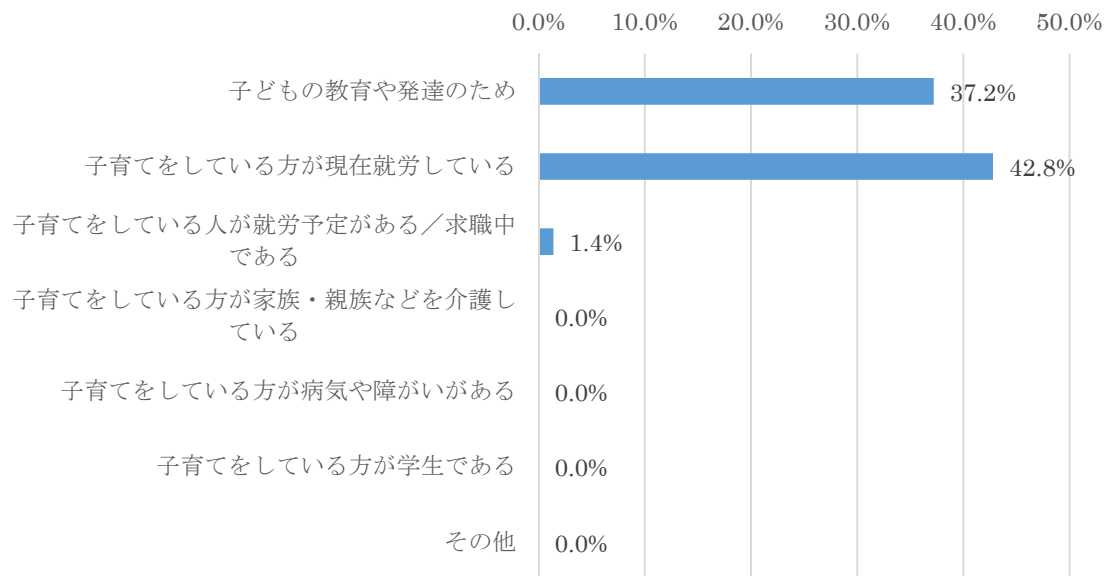


(利用している事業の割合)



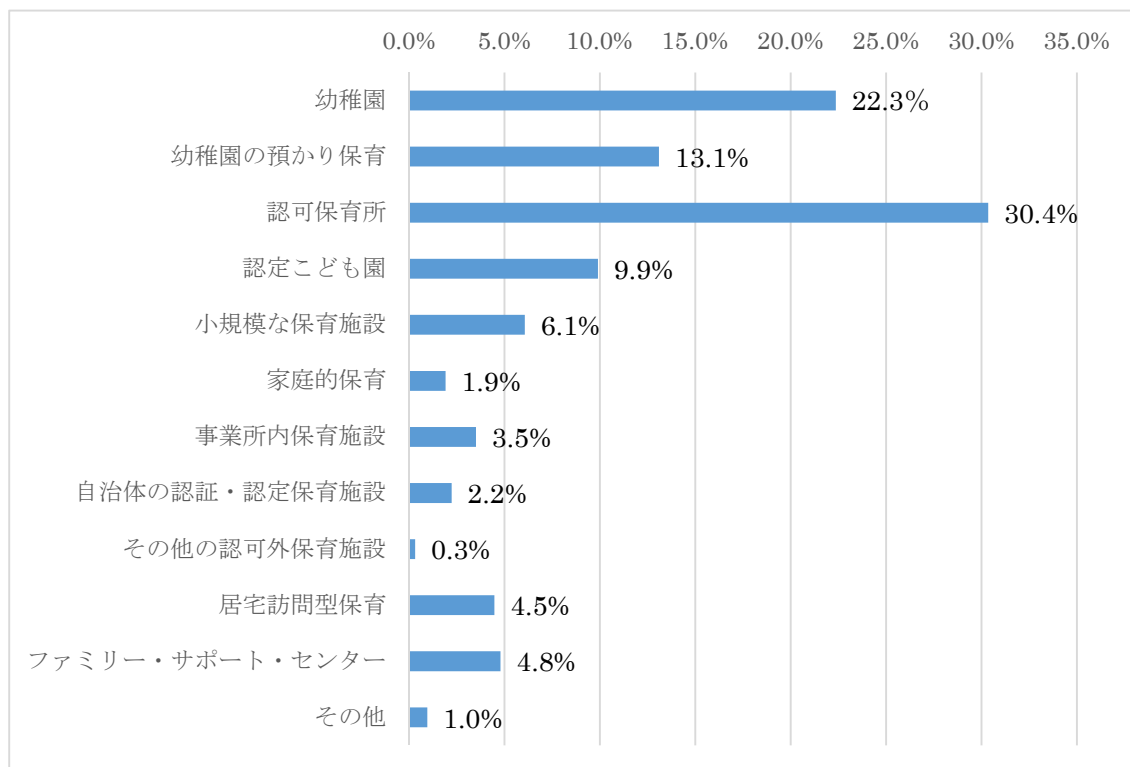
※回答者 117 名による重複回答

(利用している理由)



② 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「認可保育所」「幼稚園」の割合が多くなっています。

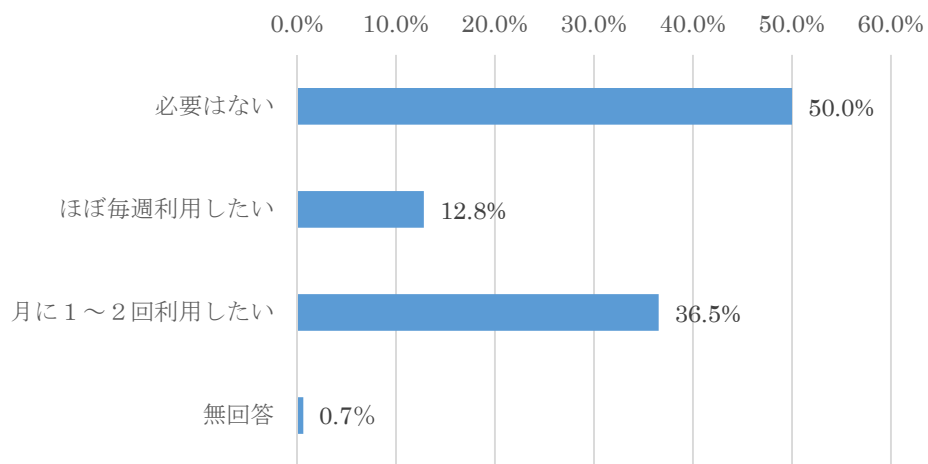


※回答者 117 名による重複回答

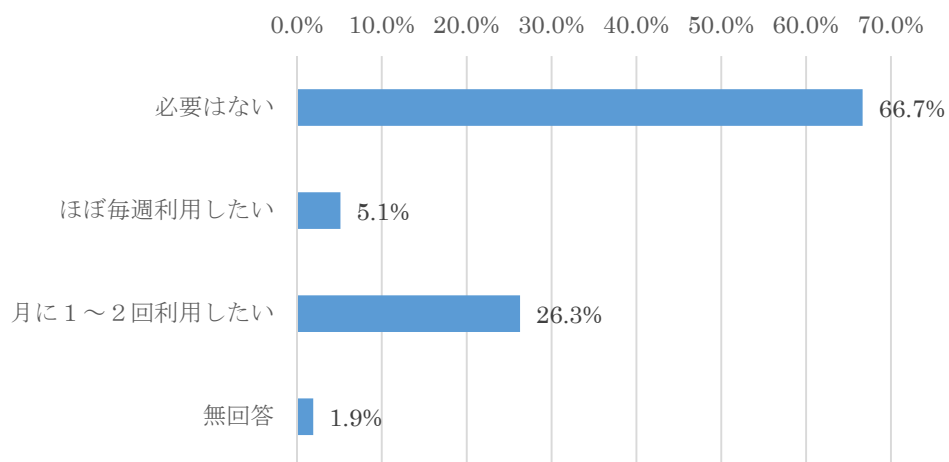
③ 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

利用希望は土曜日が4割、日曜・祝日が3割となっています。

(土曜日の利用意向)



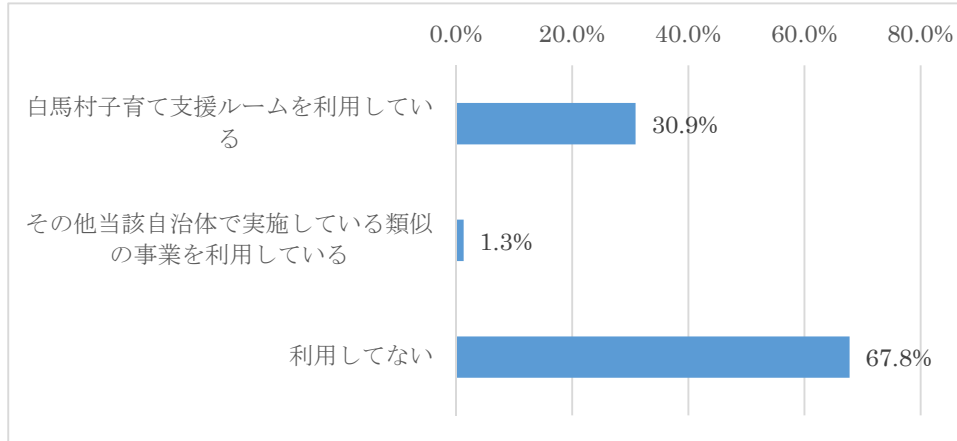
(日曜・祝日の利用意向)



(6) 地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

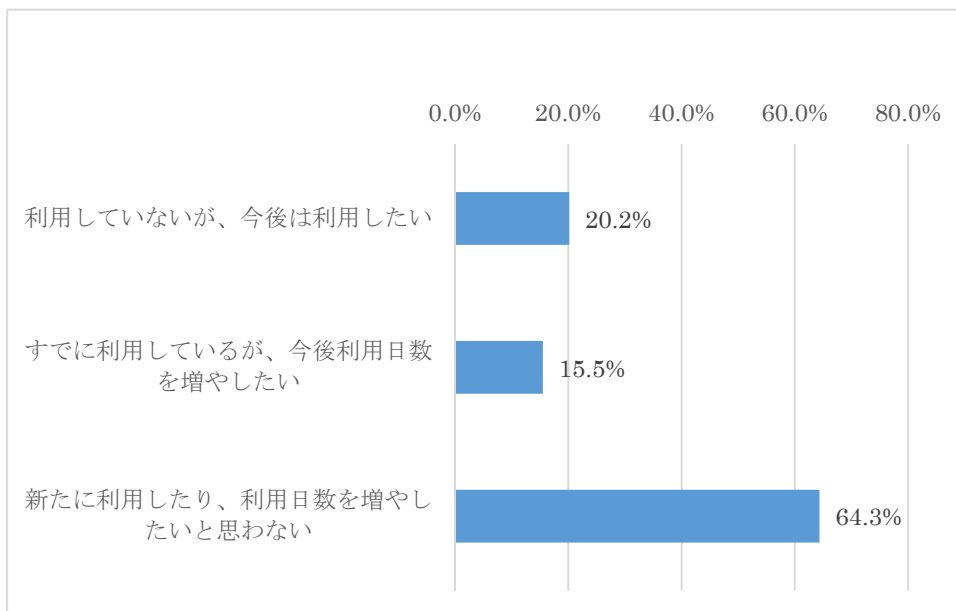
「利用していない」が6割台で、「地域子育て支援拠点事業を利用している」は30.9%、「その他当該自治体で実施している類似の事業を利用している」は1.3%となっています。



※回答者 95 名による重複回答

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

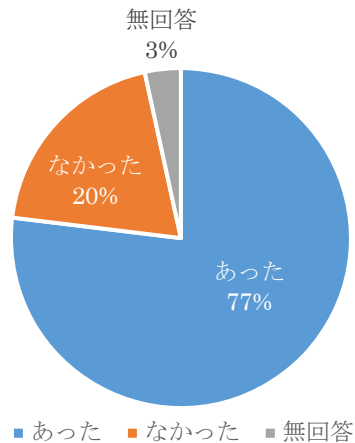
今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が6割で最も多く、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」がそれぞれ2割となっています。



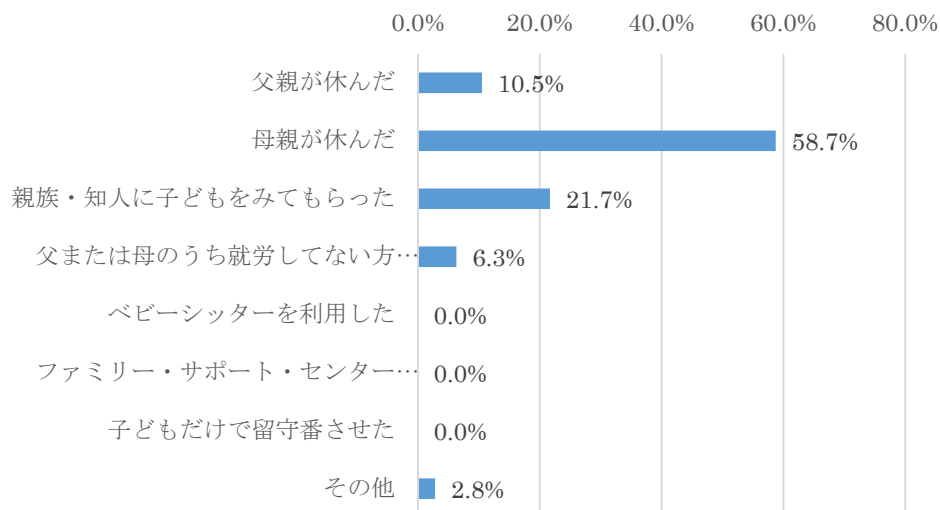
(7) 病児・病後児保育について

① 子どもの病気等で幼稚園・保育園等を休んだ経験の有無とその対応（ここ1年）

休んだ経験は、「あった」が7割台となっています。休んだ場合の対応は、「母親が休んだ」が最も多く、次いで「（同居人を含む）親族知人に子ども見てもらった」となっています。



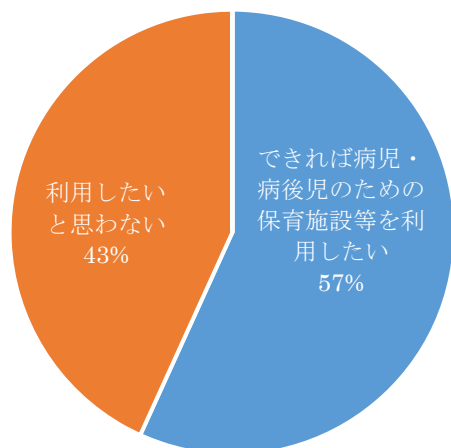
(休んだ場合の対応)



※回答者 86 名による重複回答

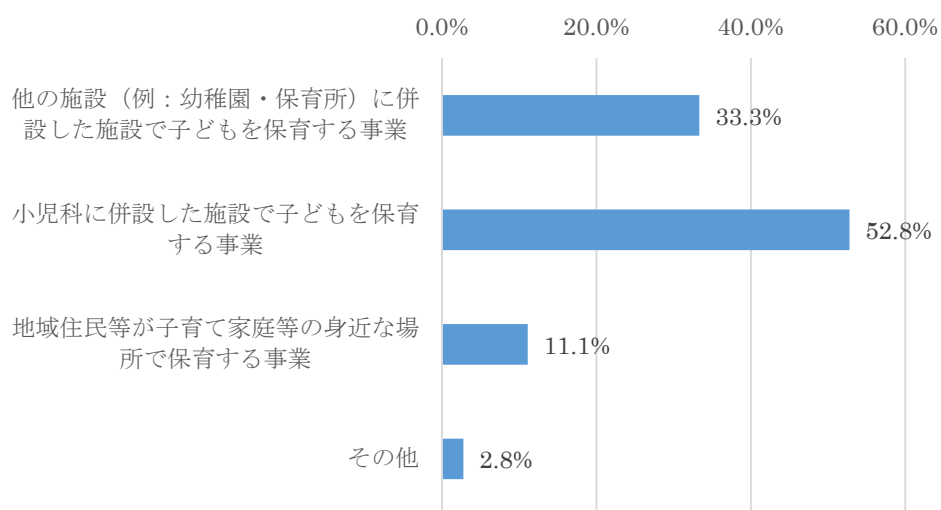
② 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」の割合が57%となっています。



③ 病児・病後児保育事業として望ましい形態

「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が3割弱、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が5割となっています。

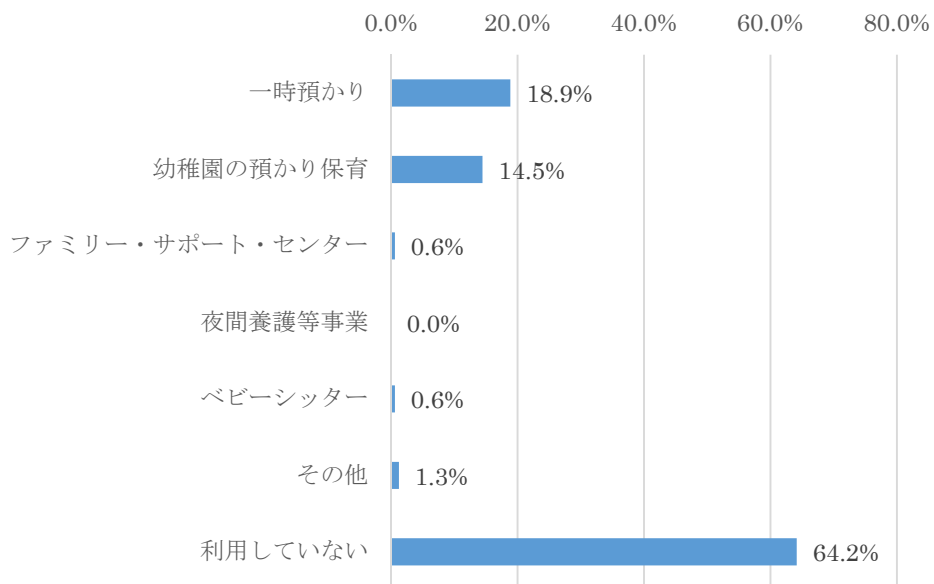


※回答者 16 名による重複回答

(8) 一時預かりについて

① 不定期に子どもを預かる事業の利用状況（ここ1年）

「利用していない」が7割超となっています。利用しているものの中では「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」が1割強となっています。

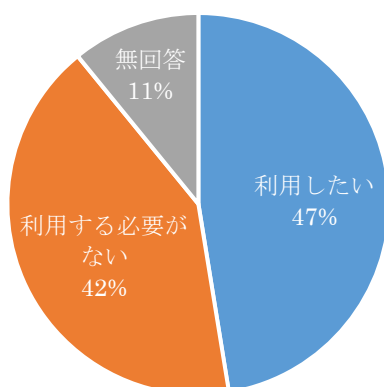


※回答者 149 名による重複回答

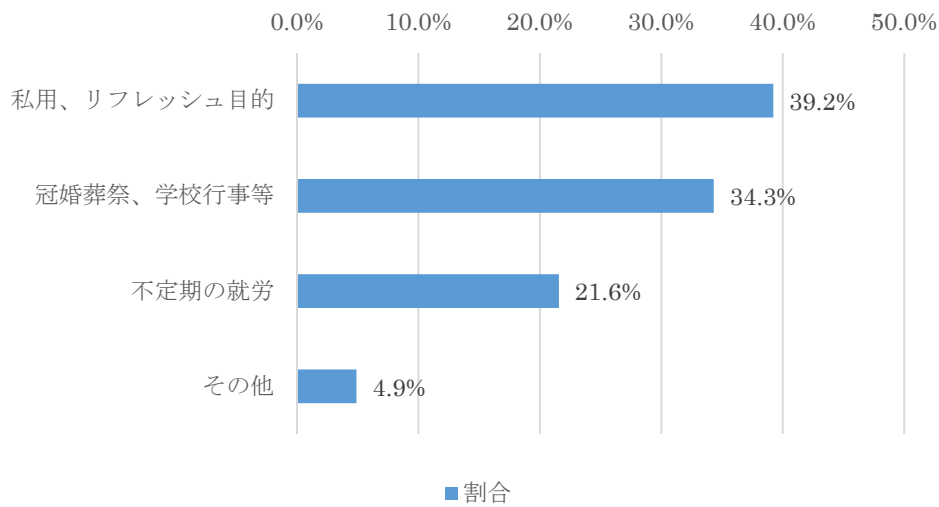
② 子どもを一時的に預ける事業の利用意向とその目的

「利用したい」が4割強となっています。その目的としては、「私用、リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事等」が7割を超えています。

(利用意向)



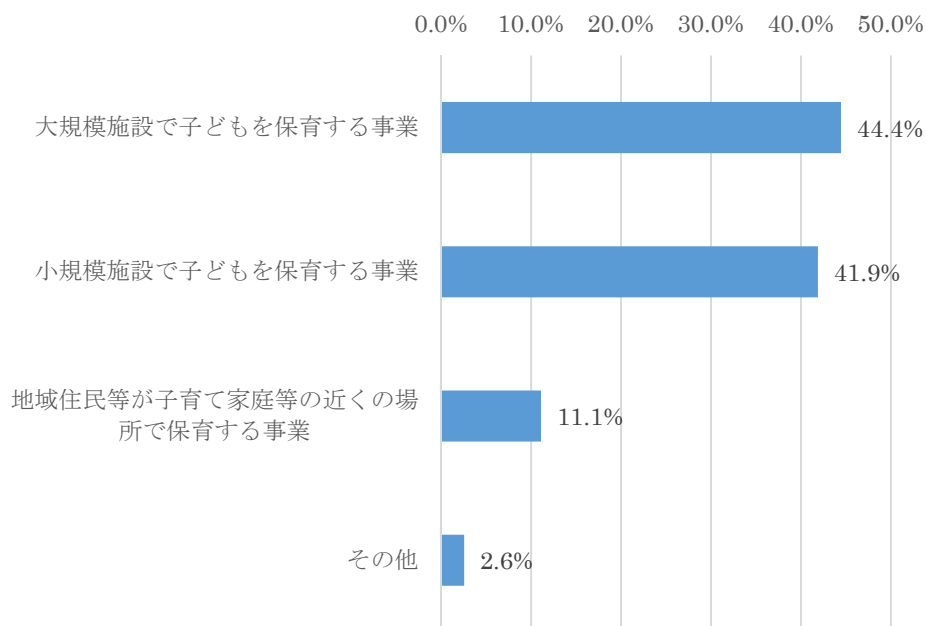
(利用目的)



※回答者 60 名による重複回答

③ 子どもを一時的に預ける事業として望ましい形態

「幼稚園・保育所等の大規模施設で子どもを保育する事業」が4割超となっています。



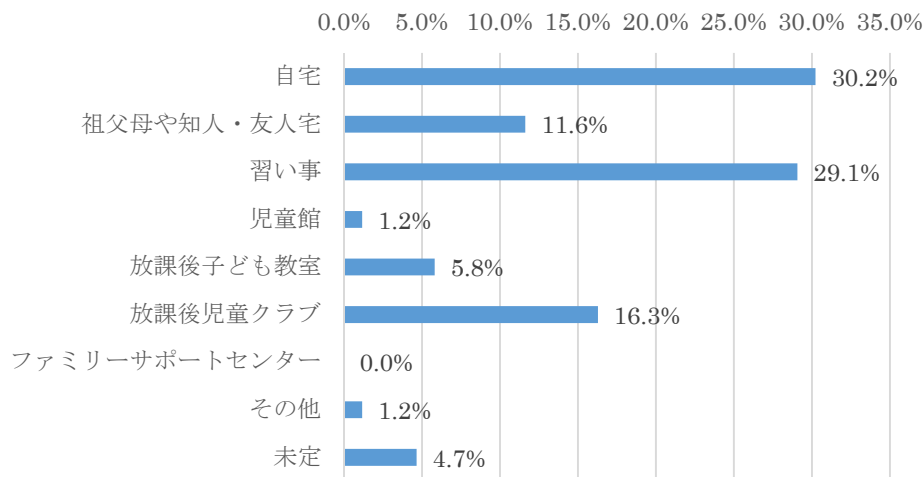
※回答者 60 名による重複回答

(9) 放課後児童クラブについて

①小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所について

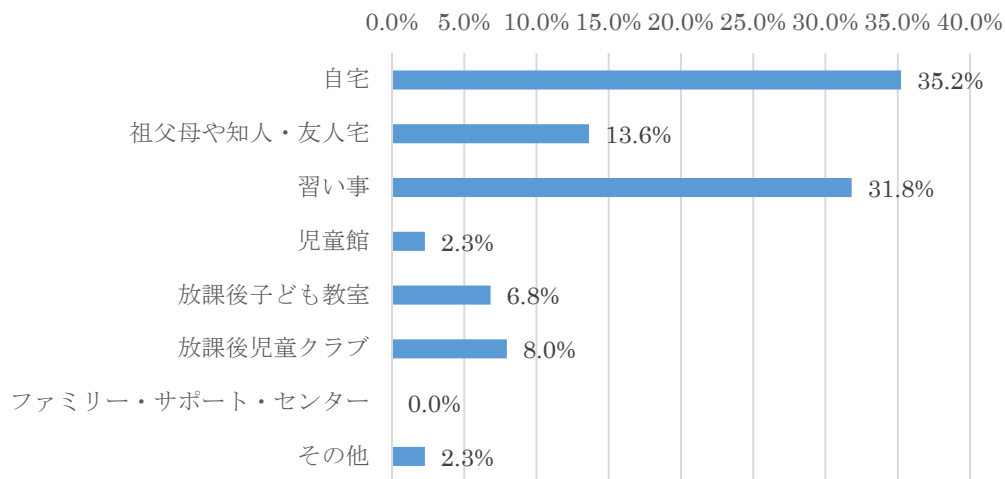
低学年、高学年とも「自宅」「習い事」の割合が高くなっています。また「放課後児童クラブ」は低学年で1割強、高学年で1割未満となっております。

(小学校低学年)



※回答者 36 名による重複回答

(高学年)



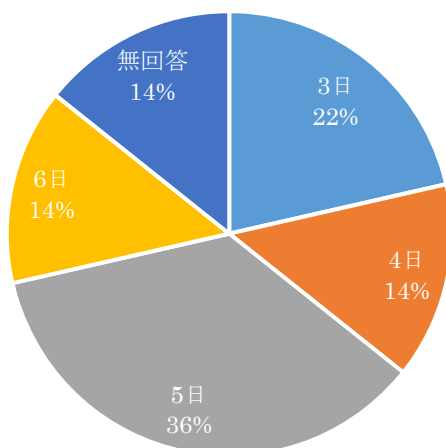
※回答者 35 名による重複回答

② 放課後児童クラブの利用希望

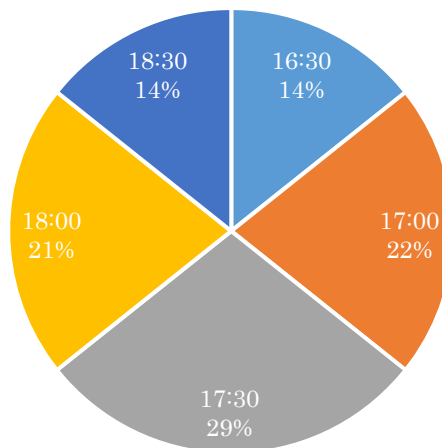
回答者数は低学年 14 名、高学年 7 名ですが、低学年では週当たりの希望日数は 5 日、希望時間は午後 5 時 30 分までが最も多くなっています。高学年では週当たりの希望日数は 5 日、希望時間は午後 6 時 30 分までが最も多くなっています。

【低学年（１～３年生）の週当たり希望日数及び希望時間（何時まで）】

（週当たりの希望日数）

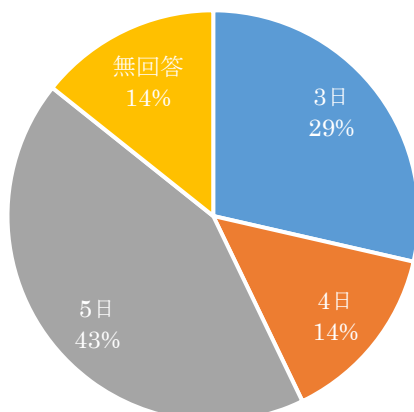


（希望時間（何時まで））

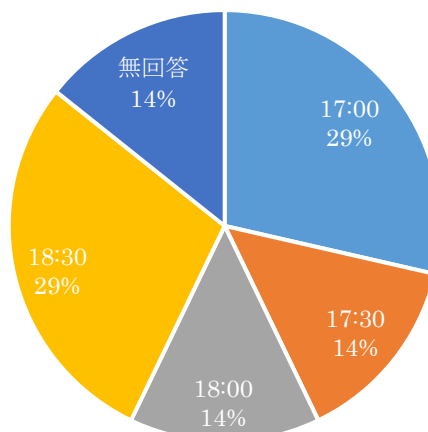


【高学年（４～６年生）の週当たり希望日数及び希望時間（何時まで）】

（週当たりの希望日数）



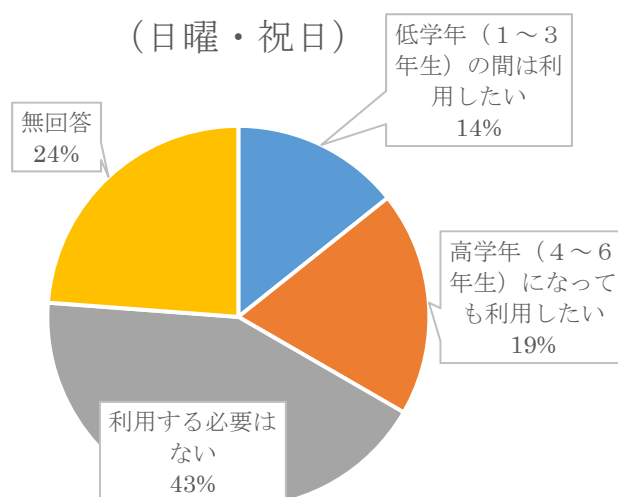
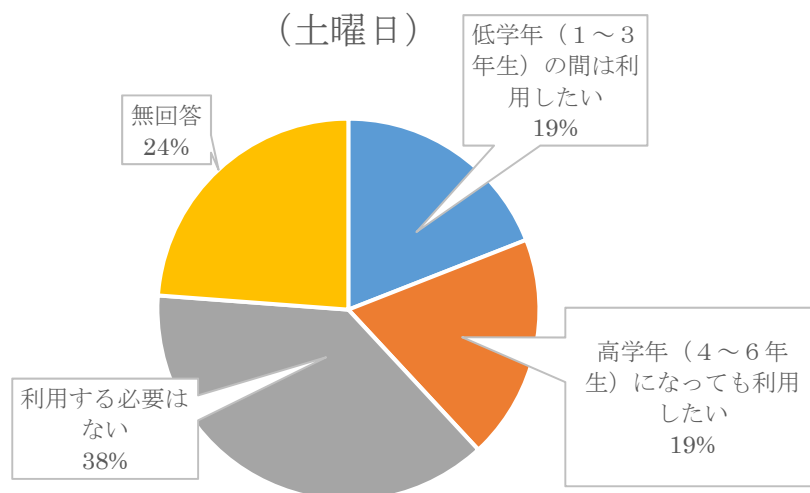
（希望時間（何時まで））



③ 放課後児童クラブの土曜日と日曜・祝日の利用希望

回答者 16 名のうち、土曜日の利用希望は、低学年では、「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」を合わせ 4 割となっています。

日曜・祝日の利用希望は、低学年では、「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」を合わせ 3 割台となっていますが、高学年では 1 割台となっています。

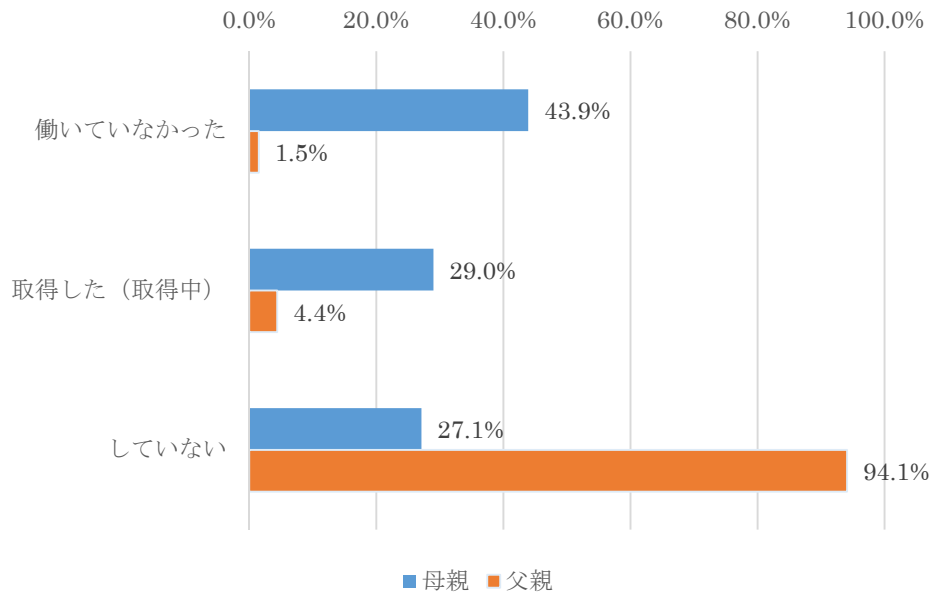


(10) 子育てと仕事の両立について

① 育児休業取得状況

母親は「取得した（取得中である）」が29.0%、「取得していない」が27.1%となっています。

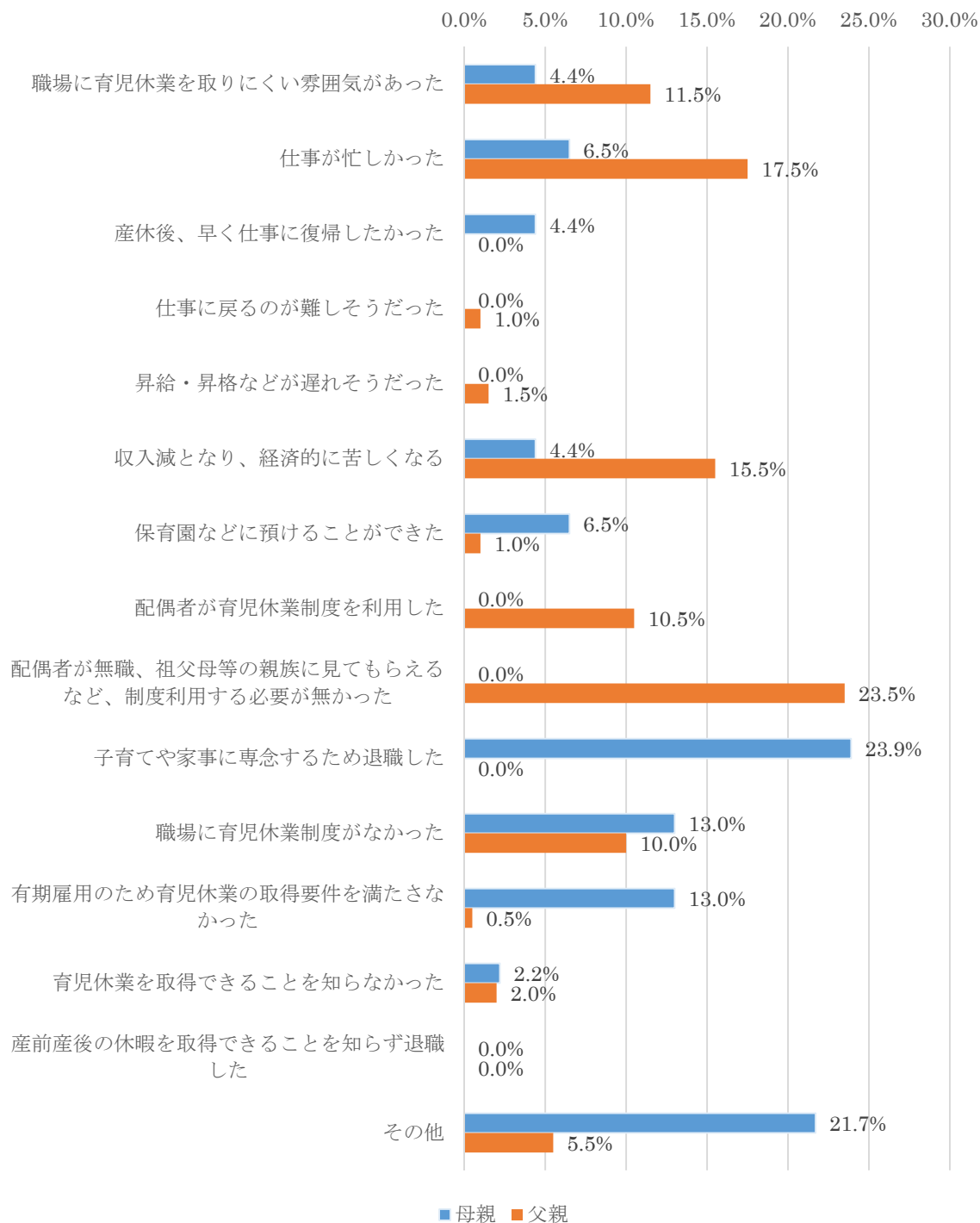
これに対し、父親は「取得した（取得中である）」が4.4%、「取得していない」が94.1%となっています。



② 育児休業を取得しなかった理由

母親では、「仕事が忙しかった」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった」の回答が多く、父親は「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「制度を利用する必要がなかった」の回答が多くなっています。

また、「その他」の回答の多くは、母親父親とも自営業のためとなっています。

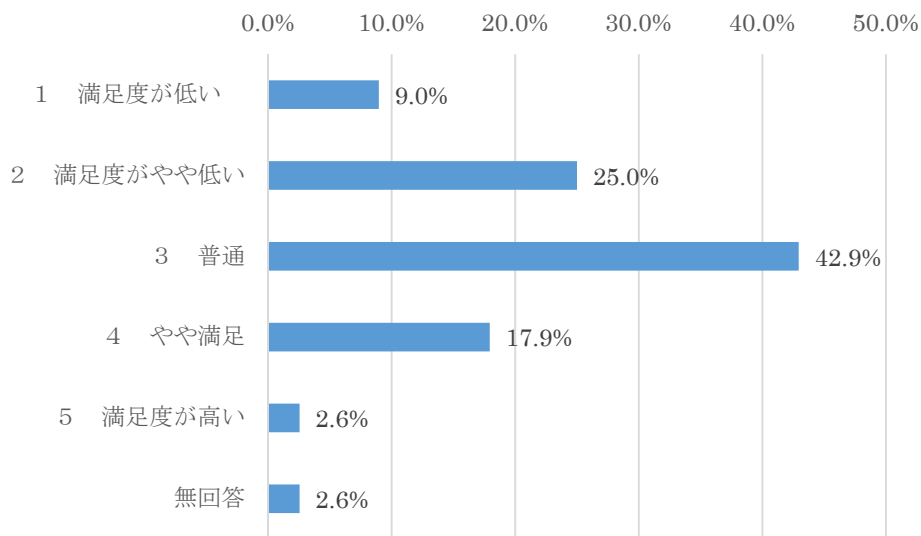


※母親の回答者 42 名、父親の回答者 127 名による重複回答

(11) 白馬村の子育ての環境・支援に対する評価と要望

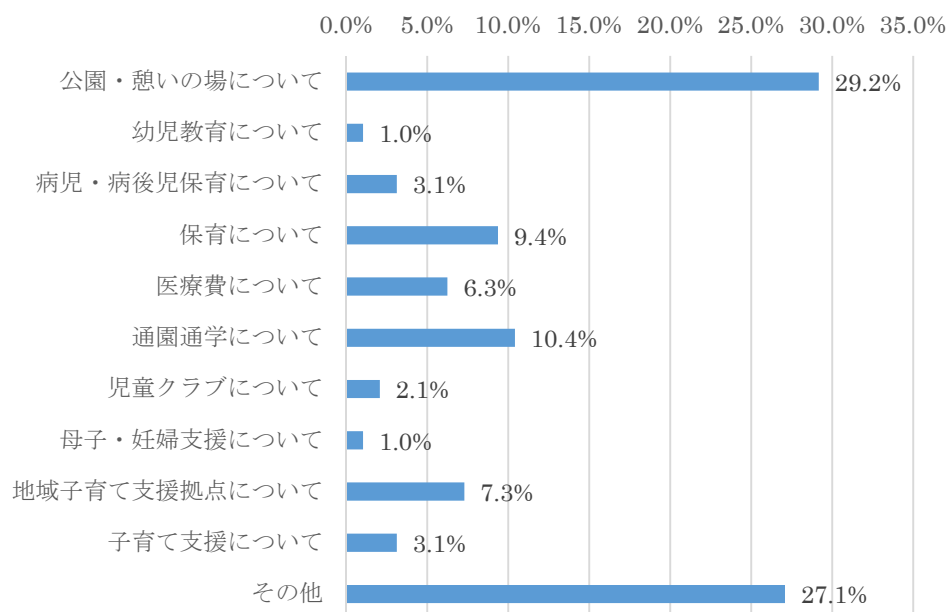
① 白馬村の子育ての環境や支援への満足度

「普通」が概ね4割と一番多いですが、「やや低い」が25%と2番目に多くなっています。



② 白馬村の子育ての環境や支援への要望

「公園、雨の日、雪の日に遊べる施設等の要望」が3割近くあり、一番多くなっています。



4. 子どもと子育て家庭を取り巻く課題

(1) 国全体の課題

第2期市町村子ども・子育て支援法 基本方針 より抜粋

(2) 白馬村の課題

村内の課題として以下の点が挙げられます。

- ・ 県外や、海外から転入者される方が多く、近くに両親等がおらず、また地域に相談できる人もいない家庭など、子育てについて不安を抱えている方がいます。
- ・ 公園や天気が悪くても安心して遊べる場所の確保について。
- ・ 病児、病後児保育の整備
- ・ 共働きの家庭が多く、自営業等の方で出産してからすぐに仕事をする必要がある家庭があり、未満児保育や一時保育の需要が増加。

第3章 計画の基本理念と施策

1. 基本理念

現計画

テーマ 「子どもたちの幸せ育てる白馬村」

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の白馬村を創る力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことです。このため、白馬村の自然、文化といった環境や地域社会の関係性の中で、「子どもの最善の利益」が実現され、一人ひとりの子どもが健やかに、より良く成長することができる地域社会をめざし、理念を策定しました。

子育ては、本来、保護者が第一義的な責任のもと、大きな愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身も成長することで、喜びや生きがいを得ることができるものです。こうしたことから、子育て支援とは、保護者に代わって子育てするというのではなく、保護者の子育てに対する負担感や不安感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら子育てができ、子育てを楽しめる環境を整えることが求められます。このため、子どもの視点に立ちつつ、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもや子育て家庭に対し、必要な支援が適切かつ十分に提供される子ども・子育て支援を推進します。

新たな視点・ポイント

- ・子育ては社会全体の全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、協力して行う必要が有る
- ・全ての子どもが健やかに成長するための支援を行う
- ・子育てしやすい地域づくりを行う

2. 基本的方針

現計画

子どもと保護者が成長し、喜びや生きがいを得られる環境づくりを進めるためには、地域社会を構成する様々な主体の協力なしには成り立ち得ません。このため、村民、教育・保育関係者、企業・団体、行政が子ども・子育て支援の重要性をしっかりと認識し、子どもに対する見守りと育みの心を持って、それぞれの役割を果たしながら協働のもとで子ども・子育て支援を推進します。

新たな視点・ポイント

- ・結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や子育てに不安や悩みを抱いている親への支援
- ・「親育ち」の過程支援

3. 基本的施策

現計画

(1) 子どもへの支援

すべての子どもが尊重され、健やかにより良く育つための「子どもの最善の利益」が実現されるよう配慮します。

(2) 子育てをする親（保護者）への支援

すべての親（保護者）が、子育てに喜びや生きがいを感じられ、安心して子育てができるような取組みを進めます。

(3) 地域全体による支援

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

(4) 「ワーク・ライフ・バランス」の実現への支援

子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取組みを進めます。

(5) 白馬村の風土や社会資源を活かした支援

白馬村の恵まれた自然環境や社会資源を効果的に活用できるよう取組みます。

新たな視点・ポイント

1) 子育ての豊かさと楽しさの発見

- ・多様なニーズを受け止められる子育て支援
- ・様々な背景や課題を抱えた家庭への支援
- ・ゆとりをもった子育て環境整備づくり

2) 全ての子どもが主体的でたくましい子どもたち

- ・健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり
- ・心と体の健やかな成長を支える

3) 命を大切にする心を育て、次の親世代を育てる

- ・家族や地域の人とのふれあいを促進

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期
4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
5. 次世代育成支援に関する施策

第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等の連携
2. 計画の達成状況の点検・評価